

呉市脱炭素化設備導入補助金に関するQ & A

(令和7年5月26日時点)

① 補助対象について

①-1. どのような事業者が対象となるか。医療法人，社会福祉法人，学校法人等は対象となるか。

A. 交付要綱第2条の条件を満たす中小企業者又は小規模事業者が対象となります。医療法人，社会福祉法人，学校法人などは対象外です。なお，中小企業者および小規模事業者の定義については，中小企業庁の下記 HP をご参照ください。

【中小企業庁：中小企業・小規模企業者の定義】

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

①-2. 脱炭素経営計画の中に，設備導入が含まれない（運用改善，節電対策のみ等）場合は，今回の補助金の対象となるのか。

A. 対象外です。概ね3年以内に設備導入を検討している事業者が対象です。なお，太陽光パネル設置も設備導入に含まれます。

①-3. 交付決定前に専門家等へ依頼（契約）している場合も対象となるか。

A. 事前に相談されることはかまいませんが，専門家等との契約締結前に申請して頂く必要があります。契約や発注に関しては交付決定日以降に可能となりますので，注意してください。

①-4. 設備導入補助について，対象外となるのはどのような経費か。

A. 対象外となる経費について，主なものは以下のとおりです。

- ・設備導入計画に記載されていない設備に関する経費
- ・脱炭素経営と直接関係がない設備費用や当該設備に関する経費
- ・子会社，グループ会社等関連会社（資本関係にある会社・役員を兼務している会社等）に発注する経費
- ・支出の際に生じる振込手数料・交付決定前に発注や契約を締結した経費・交付決定前に支出済の経費
- ・CO2削減効果が著しく低いと認められる設備

①-5. 補助対象経費について，社内の人件費，出張旅費等は対象としてよいか。

A. 対象外です。ただし，専門家の出張旅費等は専門家委託費の中に含まれることを想定しています。

①-6. コンプレッサーのエア漏れ検知器, CO2 排出量把握可能な運行管理システム等, CO2 排出削減のための計測器類は補助対象となるか。

A. 該当設備を用いることにより, CO2 排出量削減に向けた運用方針や具体的な CO2 排出削減量を明確化できる計画があれば補助対象となります。

①-7. 本社は呉市外に位置しているが, 呉市内に所在する支店, 工場, 事業所等を対象として計画を策定する場合, 今回の補助申請は可能か。

A. 可能です。本補助は, 呉市内に所在する事業所等の排出拠点が対象となります。一方, 呉市内の本社があっても, 市外の排出拠点は対象外となります。

② 計画策定, 申請について

②-1. 計画策定の補助で採択され, 計画を策定, 完了した場合は, 設備導入の補助金で採択されるのか。

A. 策定した計画に基づく設備の内, 原則, CO2 削減効果が高いと診断された設備を申請された場合に採択します。CO2 削減効果が低いと認められる設備を申請した場合は, 採択しない可能性があることにご注意ください。

なお, 今年度は 15 件程度の設備導入採択を想定していますが, 今年度中に計画策定補助を活用して計画を策定した事業者は, 翌年度以降の設備導入補助金で採択する予定です。

※令和8年度以降の当事業実施が確約されるものではない点, 予算の範囲内での補助になる点にご留意ください。

②-2. 計画に基づいて設備導入をする場合, 設備導入の補助を受けない, 又は国等の補助制度を併用しても問題ないか。

A. 設備導入補助を受けないことは問題ありません。他の官公庁の補助制度を併用することも問題ありません。ただし, 他の補助制度において, 他の補助金との併用が禁止されている場合があります。併用される場合は, 他の補助制度の実施機関へご確認ください。

②-3. 専門家費用に関し, 省エネ診断等の現状把握についてのみ専門家に委託し, 実施計画策定は専門家に委託せず自社で作成することは可能か。

A. 計画に基づき設備を導入することで, 脱炭素経営につながるかを独自に判断することは困難であると考えます。こうした計画の信憑性と客観性を保つためにも, 外部専門家に委託することを想定しています。

②-4. 設備導入の補助申請に必要な「設備導入計画及び補助対象経費に係る資金計画（様式任意。現状の CO2 排出量や設備導入による削減効果、削減ロードマップが詳細に記載されている計画）」について、詳細とは具体的にどのような内容か。

A. 原則として、業種や事業内容により個別判断となりますが、少なくとも計画に以下の要素が含まれることを想定しています。

- ・脱炭素に係る外部環境に関すること・現状の CO2 排出量について、排出源や製造ライン・製造機器毎に把握・整理されていること
- ・対象工場・事業所毎のエネルギー使用状況及び使用における課題、CO2 排出量削減に向けた対策（設備導入コストや運転コストを踏まえた運用改善や設備導入、CO2 削減効果など）が織り込まれていること
- ・上記対策を実施する上での、事業者の方針や体制が明記され、設備導入による「年間コスト削減額／対策毎の設備導入コスト」を踏まえた投資回収計画が策定されていること

②-5. 申請書に押印は必要か。

A. 不要です。

脱炭素化を進める補助目的に照らし、Eメールでの提出を推奨します。

なお、事業完了後に提出いただく請求書についても、押印不要です。

②-6. 郵送で申請する際は、普通郵便で郵送すればよいか。

A. 郵送で申請する場合は、普通郵便での提出を不可とするものではありませんが、下記による方法を推奨します。

（推奨）一般書留・簡易書留・レターパックプラス

③ 採択後について

③-1. 交付決定後に事業関連経費に変更が生じて問題ないか。経費が増額してしまった場合に補助金を増額してもらうことは可能か。

A. 経費が増額する場合、交付決定額が上限となり補助金の増額はできません。また、計画に変更が生じた場合、呉市脱炭素化設備導入変更承認申請書（様式第5号）を提出し、あらかじめ呉市の承認を得る必要があります。経費の減額については、計画修正の必要が出た際にご相談ください。

③-2. 交付決定後に辞退することは可能か。

A. 事業を確実に実施していただくことを前提に申請していただくため、交付決定後の辞退をするケースは想定していませんが、やむを得ない事由等が生じた場合は、個別に事務局へご相談ください。

③-3. 設備導入補助について、来年度も当補助金制度がある場合、令和7～8年度に設備導入補助申請企業が再度申請することは可能か。

A. 計画策定補助において策定した1計画当たり1補助(上限500万円)となっています。計画策定後概ね3年以内に導入する設備を対象としており、上限500万円の範囲内で分割して申請することは可能です。

(例) 令和7年度 300万円申請、 令和8年度 200万円申請可能

令和7年度 500万円申請、 令和8年度 申請不可

※令和8年度以降の当事業実施が確約されるものではない点、予算の範囲内での補助になる点にご留意ください。